

3-1. 第一講演

「計量制度の見直しの概要 計量制度小委員会報告案の概要」

千葉県計量検定所
企画指導課長
塚本 祐司



※以下の資料は、平成18年5月に発表された「計量行政審議会計量制度検討小委員会 報告書（案）」から抜粋したものである。

第1 計量の基準と計量標準の供給

産業・文化・社会を発展させ、その恩恵に浴していくには、正確な計量を確保するための社会システム（計量制度）は欠くことができないものである。計量制度を司る計量法は、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的」（第1条）としている。

この目的を達成する具体的な方法として計量法第1条は、「計量の基準を定め」、「適正な計量の実施を確保」することを挙げており、計量法では、計量に関する様々な制度を規定しているが、それらを突き詰めると「計量の基準を定めること」及び「適正な計量の実施を確保すること」に集約される。

「計量の基準を定める」観点から、取引・証明や科学技術の基礎となる計量単位や国内における取引・証明の信頼性の根幹を提供する計量標準について、これらを取り巻く状況の変化等を踏まえ検討を行った。

1. 計量単位

（1）計量単位の規定

①現行制度の問題点（略）

②新たな方向性

（ア）基本的考え方（略）

（イ）具体的方針

（i）国際的な議論への積極的な参画

国際度量衡総会及びその下部機関での単位に関する検討に我が国も積極的に参画すること等により、新たな単位に関する国際的な議論の動向を常に把握するよう努める。

（ii）法定計量単位の基準・ガイドラインの策定

国際的に新たに採択される単位を我が国として採用し、さらに法定計量単位とすべきか否かの是非を判断するための基準・ガイドライン（取引又は証明、産業、学術、日常生活等での計量で重要なもの）について経済産業省は検討する必要がある。

（iii）新たな法定計量単位に対する国家計量標準の整備等

新たな単位が国際度量衡総会で採択された場合、速やかに新たな単位を法定計量単位として位置付けることの是非について検討し、法定計量単位として採用する可能性がある単位については、以下の手続きに進む。

a) 計量法第2条第1項第2号関連の計量単位に位置付ける（政省令で追加）。

b) 国家計量標準を供給できる体制を速やかに整備する。

c) 同じ物象の状態の量に関して定められたその他の計量単位の取引・

証明への使用及び計量器の目盛り等への使用を禁止するためのコンセンサスを作り、法定計量単位に位置付ける環境を整える。

(iv) 法定計量単位に対する国家計量標準機関の位置付け

上記 (iii) b) の機能を独立行政法人産業技術総合研究所計量標準総合センター（以下「NMI J」という。）が主体的に果たすように、NMI J を我が国計量標準機関の頂点（中核）としての国家計量標準機関（Principal NMI）と位置付け、計量標準の開発・供給に関する様々な機関と調整するなど実施機能を果たすことを中期目標によって示すことを検討する。

（2）計量単位のSI化（非法定計量単位に対する規制）

①現行制度の問題点（略）

②新たな方向性

（ア）基本的考え方（略）

（イ）具体的方針

取引又は証明において非法定計量単位の使用を禁止し、非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器の販売又は販売目的の陳列を禁止する現行制度を堅持するが、制度の運用の透明性を確保する観点から、運用基準の明確化を図るため、計量法で許容される非法定計量単位の表記の事例や、法令違反となるか否か規制の対象となる計量器か否かの判断基準等を検討し、経済産業省は公表等をしていくことが適当である。

2. 計量標準の開発・供給

（1）計量標準の開発・供給体制

①現行制度の問題点（略）

②新たな方向性

（ア）基本的考え方（略）

（イ）具体的方針

（i）関係機関が連携した国家計量標準の開発・供給体制の構築と役割分担

a) 我が国の国家計量標準の開発・供給体制の中核であるNMI Jは、例えば、米国の同様の機関（NIST）と比べて人員が少なく、かつ予算規模が小さいことから、NMI J単独で同等の機能を果たしていくことは今後とも困難であると考えられる。したがって、NMI J、日本電気計器検定所及び指定校正機関（関係府省傘下を含む研究機関等）が連携し、我が国の関係機関が一体となって欧米の国家計量標準機関と同等の機能を果たしていくことを目指すことが合理的であると考えられる。

関係機関の力を結集して開発・供給体制を構築するためには、どの機関がどの計量標準を整備するか、どのような役割を果たすべきかを判断する総合調整機能が必要である。この機能は、計量法では経済産業大臣の役割とされており、経済産業省及びNMI Jがその機能を果たしてきている。この総合調整機能を実際に機能させるために、経済産業省は、基本方針、枠組みの設計など企画機能について責任を果たす必要がある。また、NMI Jは、自ら国家計量標準を供給するとともに、様々な機関に委ねる部分を技術的に明らかにするなど実施について責任を果たす必要がある。

なお、NMI Jの役割については、計量法や産業技術総合研究所の中期目標に位置付け、明確化することについて検討する。

b) CIPM/MRAにおいて、NMI JがPrincipal NMIとして、国内の機関が所掌する量を定め、計量標準整備の総合調整を果たすこととされていることから、この枠組みとできる限り整合するように、NMI Jを中核として、我が国の計量標準整備を進める体制とする。

具体的には、我が国の国家計量標準を開発・供給する機関はNMI Jを中核とするCIPM/MRAの枠組みに原則として参加することとし、開発・供給に当たってはNMI J、日本電気計器検定所、指定校正機関等とが緊密に連携を行った上で実施することが必要である。

また、日本電気計器検定所及び指定校正機関は、CIPM/MRAにおけるDesignated NMIと同等の役割を持つことが必要である。

経済産業大臣による指定校正機関の指定に当たっては、NMI Jの技術的な知見、CIPMの動向を踏まえて判断することが必要である。

そのため、経済産業大臣は必要に応じ、NMI Jに対して、意見を述べさせるか又は調査を行わせることを検討する。

c) NMI J、日本電気計器検定所及び指定校正機関は、国家計量標準の供給機関として、ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）、ISOガイド34（標準物質生産者の能力に関する一般要求事項）等の要件を満たすことが必要である。

（ii）国家計量標準の指定等における総合調整機能の充実

現行の枠組みでは、NMI J、日本電気計器検定所及び指定校正機関が、経済産業省に国家計量標準として指定することがふさわしいもの又はその取消しをすべきものを提案している。それを受けて、経済産業省は、知見を有するNMI Jに相談し、助言を受けた上で、適合性を判断し、経済産業大臣が計量行政審議会への諮問・審議を経た上で指定を行っている。しかし、必要な国家計量標準の指定が円滑に行われるよう、以下のような見直しを行うことを検討する。

a) 国家計量標準（特定副標準器を含む。）の指定又はその取消しについての提案は、日本電気計器検定所、指定校正機関等からNMI Jに対して行い、NMI Jは科学的な見地から整理を行うこととする。

b) NMI Jは、自らの発意又はa)の提案を踏まえ、経済産業大臣に意見を述べるか又は調査に基づく報告等を行う。この機能は、計量法に規定することを検討する。

c) 経済産業大臣はNMI Jの意見等を受けて、計量行政審議会への諮問・審議を経た上で、指定を行う。

d) NM I J は、現行は経済産業省が告示により示す国家計量標準及び特定二次標準器に係る情報、さらに指定計量標準（仮称）に係る情報を体系的に整理し、校正事業者等にわかりやすいデータベースを構築してホームページで公開することとする。特に標準物質に関しては、国内外の既存のデータベースの活用・拡充を図り、分かりやすい形で公表することが重要である。

(iii) 関係機関との連携による計量標準開発の推進

上記に加え、NM I J による国家計量標準等の開発・整備も効率的かつ迅速に行う必要がある。このため、日本電気計器検定所及び指定校正機関に加え、関係府省傘下の研究機関や民間の研究機関との共同研究などの連携を推進する。

(iv) 「指定計量標準（仮称）制度」の創設

計量標準を機動的に整備するため、国家計量標準が開発されていない場合に、海外の計量標準や民間の計量標準を用いるなど、迅速に計量標準を供給する枠組みの創設が必要である。

具体的には、国家計量標準から直接校正されていないが、国家計量標準から直接校正されたもの（特定二次標準器）と同等と位置付ける計量標準を経済産業大臣が指定する制度として「指定計量標準（仮称）制度」を創設する。

指定計量標準（仮称）とは、国際競争力の強化や国民の安全・安心の確保のために早急に整備することが求められる場合に、

a) N I S T 等、海外のNM I が供給し、C I P M / M R A にすでに登録されており、国際整合性が確保され、かつ、十分に信頼の置ける計量標準のほか、b) S I（国際単位系）トレーサブルではないが、産業界、学会等の関係者間の合意の下で利用されている計量標準や、認定・認証、先端研究開発、技術的法規制等新たな分野で暫定的に使用されている計量標準の中で、将来的に研究開発等を経て、S I トレーサブルな国家計量標準が開発されるまでの期間、暫定的に我が国の最高位の計量標準と位置付けられる計量標準（主に標準物質）等を指す。

また、指定計量標準（仮称）制度は、計量法の規定によって経済産業大臣が指定する（計量法により、この大臣の事務はNM I J が行うことを規定することも検討する。）ものとし、J C S S において、特定二次標準器と同等のものとして扱うことを検討する。

なお、指定する際には、対外的な透明性・信頼性の確保に留意することが重要である。また、以下の点を念頭に置いて制度運営を行うことが肝要である。

a) 指定の基準を明らかにすること。

b) 指定計量標準（仮称）を指定した場合であっても、国家計量標準の開発は知的基盤整備計画等に基づいて着実に進めること。

(v) ユーザーの需要の把握及び優先順位付けを行う場の設置

以上（i～iv）を十分に機能させたとしても、必要とされる計量標準の整備には長期間を要する。したがって、NM I J が運営するNM I J 計測クラブ等を活用し、日頃から具体的な要望を定期的に収集し、ユーザーの需要を十分に把握するとともに、経済産業省、NM I J 等に要望窓口を設けて改善提案を収集する必要がある。その上で、経済産業省、NM I J 等で、それらの優先順位を明確に整理することが必要である。また、ユーザーの需要がある場合に計量標準の活用と当該分野の制度との調和を図るため、必要に応じ、関係府省との連携を進める必要がある。

そのため、需要全体を把握し、計量標準の早急な整備を実現するための調整を行う場を設ける。

すなわち、分野ごとに産業界、学会、関係府省等の関係者が集まり、整備すべき計量標準の優先順位付け、整備方法、分担等について検討を行う場を設置する。

具体的には、

a) 実現可能性調査の段階では、関係府省、関係府省傘下の研究機関も参加している国際計量研究連絡委員会及び同委員会の分科会を活用する。

b) 計量標準の整備が具体化し、国際相互承認や利用分野における規制制度等との調和に係る検討が必要となった段階では、計量行政審議会計量標準部会の下に小委員会等を置いて審議する。等を検討する。

(vi) 国家計量標準の国際整合性確保

国家計量標準の供給機関は、NM I J を中核とするC I P M / M R A の枠組みに参加することとし、国際整合性の確保に努める。

また、(v) の場において、国際整合性の確保をすべき計量標準の調査を行い、その結果を踏まえ、知的基盤整備計画に反映する。

なお、NM I J は各機関の国際相互承認への参加に引き続き積極的に貢献する。

(2) J C S S（計量標準供給制度）

①現行制度の問題点（略）

②新たな方向性

(ア) 基本的考え方（略）

(イ) 具体的方針

(i) 指定計量標準（仮称）の活用によるJ C S S の拡充

指定計量標準（仮称）の活用については、指定計量標準（仮称）をJ C S S の特定二次標準器と同等に扱い供給することを検討する。

(ii) J C S S の利用の促進

複数の量について校正を必要とする計量器について、

a) 複数の登録事業者に校正を依頼するのではなく、一つの登録事業者に計量器を持ち込み、登録を有していない量については連携先の登録事業者が校正をすることにより、ワンストップで校正証明書を交付することが可能とすること

b) 登録事業者の情報をデータベースにより一元的に管理し、ユーザーにとって情報の収集を容易にすること等の利用促進に係る方策を検討する。また、ユーザーの需要を把握し、制度の改善に努める必要がある。需要の把握には、必要に応じ2.(2)②(v)の場を活用する。

(iii) 標準物質の供給

標準物質については、標準物質WGでの審議結果に加えて、国際整合性を確保する目的から、特定標準物質を製造する指定校正機関の指定基準としてISO/IEC17025及びISOガイド34を標準物質の国家計量標準機関の要件とする。

(iv) 国際基準対応のためのサーベイランスの義務化

ISO/IEC17011に基づくサーベイランスの義務化(更新制を前提とした場合)については、全ての事業者が国際基準対応とすることを必要としているわけではないという現状から、規制強化になること等を踏まえ、サーベイランスの義務化については見送る方向で検討する。

第2 適正な計量の実施の確保計量法の目的を達成するためには、第1章の「計量の基準を定めること」の他、「適正な計量の実施を確保すること」が重要である。

「適正な計量の実施を確保する」観点から、計量器の規制、計量証明事業などにおける適正な計量の実施、適正計量管理事業所制度などによる自主的な計量管理の推進について、これらを取り巻く状況の変化等を踏まえ検討を行った。

1. 計量器の規制(検査・検定制度)

(1) 規制の対象とすべき計量器

①現行制度の問題点(略)

②新たな方向性

(ア) 基本的考え方(略)

(イ) 具体的方針

基本的考え方に基づき、規制対象計量器の範囲等を見直す。個別の計量器についてその使用実態等を勘案し、例えば、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する蓋然性は低く、検定を国等が実施する必要性が低下していると認められる特定計量器については、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑制するという自己責任の考え方に立ち、事業者に対し技術基準への適合義務を課すことなどにより、現行の適正計量と同等の水準の確保を図りつつ、規制対象計量器を必要最小限とする。

この結果、現行の規制対象計量器の範囲については、以下の方針で見直すべきであるとする。なお、以下の(i)、(ii)に示された計量器は、現時点における例示であり、今後、更に使用実態等を踏まえた検討が必要である。

(i) 規制対象から除外する方向で検討すべき計量器

a) 製造や検定実績が少なかったり取引・証明にほとんど用いられない計量器

○質量計(手動天びん、等比皿手動はかり、分銅)

○重ポーム度浮ひょう ○ユンケルス式流水型熱量計

○体積計(量器用尺付きタンク) ○ガラス製温度計

b) 技術的知見を有している者などにより精度を確認しつつ使用することが適切な計量器

○ベックマン温度計及びボンベ型熱量計

c) 技術基準がない等、計量法において規制する意義のない計量器

○排水/排ガスの流速計・流量計・積算体積計

○アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計)

(ii) 検査・検定の対象から外すものの、事業者基準適合義務を課することが適切な特定計量器

○アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計以外のもの)

(iii) 家庭用計量器(調理用はかり、ヘルスメーター、ベビースケール)

家庭用計量器は、一定の技術基準が設けられており、製造事業者は技術基準適合を自己確認し、一定の表示(マーク)を付して市場に出すこととなっている。

これら家庭用計量器に対して、正確な計量を求めるニーズは引き続きあるものの、一方で、さほどの正確性を求めずむしろ形状及びコストを重視するニーズなどもあり、画一的に技術基準を定めている現行の制度では多様化するユーザーのニーズに応えることは困難となっている。

巻き尺などの長さ計については、以前は計量法の対象であったが、現在は規制対象から外れ、今日まで大きな問題は生じていないどころか、精度に応じたJISが整備され、ユーザーは自分のニーズにあった巻き尺を選択できるようになっている。したがって、家庭用計量器についても、計量法の規制対象から外すことが適当である。なお、国はユーザーが自身のニーズに対応できるよう、家庭用計量器についてJISの整備など環境整備を行う。

(iv) 規制の対象に加える計量器

天然ガス自動車へ天然ガスを充填するCNGメーターや、食品をはじめとする大宗の包装商品の計量に利用されている自動はかりについては、一部の関係者から規制の対象とすることについて検討の要望がある一方で、これまでこれらの機器に関して社会的な問題となるような適正な計量に関する不具合が生じていないこと等から、ただちに規制の対象とはしないものの、中長期的に引き続き検討する。

(v) その他

平成4年の改正において、規制対象計量器については、社会環境の変化に応じて機動的に見直すべく、政令で規制対象計量器を規定できる措置が講じられたが、平成4年以降、今回まで、対象機器について見直しが行われてこなかった。

今後は、現在、最長の検定有効期間が10年であることを踏まえ、規制対象機器については、少なくとも10年に一度は見直しを行うことが適当と考えられる。

(2) 計量器の規制の方法

① 現行制度の問題点 (略)

② 新たな方向性

(ア) 基本的考え方 (略)

(イ) 具体的方針

(i) 計量器の検査・検定等に係る規制

a) 製造、修理、検査・検定の各段階における民間能力の活用

1) 指定製造事業者等における自主検査の修理品への拡大

指定製造事業者等が行った修理については、製造技術を有していることなどから、修理品について検定でほとんど不合格を出さないなど十分な対応ができてきている実態があることから、修理能力にかかわらず一律に検定を課すことは、このような事業者等にとっては過剰な負担となりかねない。

したがって、指定製造事業者等に対して自己が製造した製品に対する修理品の自主検査を認めるように制度を見直すことが適当である。

2) 指定定期検査・指定検定機関制度の更なる活用

地方公共団体等が実施している検査・検定において民間能力を更に活用できるよう、指定検定機関制度、指定定期検査機関制度について、その能力を担保し、信頼性を確保した上で、民間機関が参入しやすい制度とすることが適当である。

具体的には、ISO/IEC 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項としての国際規格) や ISO/IEC 17020 (検査を実施する各種機関の運営に関する一般事項としての国際規格) など、検査・検定の業務内容に応じた適切な指定基準を設定し検定の能力の確保をした上で、指定検定機関の業務区分を、例えば、器差のみの検定ができる機関といったように、業務の範囲に応じた指定ができるよう制度を見直すことが適当である。このことにより、器差のみの検定であれば、構造に関する検定を実施するための設備が不要であるため、指定検定機関として備えるべき設備が軽減されるなど、初期の設備投資額の軽減により、能力を有した民間機関が参入しやすくなる。

また、指定定期検査機関は、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事 (その場所が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長) から指定を受け活動ができるため、複数の地方公共団体から指定を受ければ活動のエリアは一都道府県等に限定されない。したがって、一地方公共団体にとどまらず積極的に複数の地方公共団体から指定を受けるなど、積極的な活動が期待される。

なお、地方公共団体においては地域の実情に合わせ自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考えられ、現状の計量法の執行体制の維持の困難性を訴える地方公共団体においては、指定定期検査機関や指定検定機関の民間能力の活用を進めることが期待される。

また、国際的にも適正な計量がなされていることを担保する観点から、検定を行っている各都道府県の検定所等は ISO/IEC 17025 等の基準への適合を目指すことを検討することが適当である。

b) 自己確認・自主保安の推進

1) 指定製造事業者制度の拡充 (第三者認証された事業者による自己確認制度の創設)

工業標準化法における登録認証機関が、全数検査を行うことやその他必要な事項を定めた同法の省令に定める基準を満たすものとして特定計量器に係る認証を受けた事業者は、都道府県、日本電気計器検定所が行う検査又は指定検定機関が行う調査を受けずに、指定製造事業者の指定ができるよう制度の見直しを検討する。

具体的には、登録認証機関は、ISO/IECガイド65 (製品認証機関に対する一般要求事項を定めた国際基準) を満たしており、製造事業者の生産管理の方法に関して指定検定機関と同等の調査能力を有していることから、特定計量器が計量法の技術基準として定められたJISを満たした場合であつて、かつ全数検査を行うことや特定計量器ごとに要求される機種別の品質管理方法が工業標準化法の省令で規定されていれば、認証を受けた事業者は、都道府県や日本電気計器検定所等による検査・調査を受けずに、指定製造事業者の大臣の指定を可能とすることが適当である。

2) 事業者の自己確認 (法の基準適合義務のみ賦課)

技術的に成熟していることなどから技術的に正確な計量を損なう問題が発生する蓋然性は低く、検定を国や地方公共団体が実施する必要性が低下している特定計量器については、現時点では、消費者保護等の観点から、計量法の規制内で、届出製造事業者等に対し、製造、修理又は販売の際に、技術基準への適合義務を課すことが適切と考えられる。したがって、このような特定計量器について、検定ではなく事業者に基準適合義務を課す制度を新設することが適当である。

当該届出製造事業者等は、特定計量器が技術基準に適合する場合にのみ当該計量器に「表示」が付されているようにしなければならないこととし、検定が必要な特定計量器と同様に「表示」の付された特定計量器でなければ、取引・証明における法定計量単位による計量に使用等してはならないとすることが適当である。

なお、製造等において基準適合義務に違反しているときは、経済産業大臣は、その者に基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、命令に違反したときは罰則を科すことを検討することが適当である。また、使用者に対しても、表示の付された特定計量器の使用義務に違反した場合には罰則を科すことを検討することが適当である。

3) 製品の多様化、新技術及び国際基準に対応した規制基準等の設定

特定計量器の技術基準である特定計量器検定検査規則については、計量器の技術革新に迅速、かつ柔軟に対応を図るとともに、国際的な整合性を推進するため、JIS化に取り組んでいるところ。

引き続き、計量器の国際的流通の促進、技術革新の推進の観点から、国際法定計量機関 (OIML) の勧告等諸外国の基準との整合性を図りつつ、運用条件の国ごとの違いに留意しつつ、技術基準・規定についてJIS化を推進する。

(ii) 計量器の使用に係る規制

a) 事後規制の充実

1) 地方公共団体等による事後のサーベイランスの充実

市場において使用者が正確な計量器を使用しているかどうかについて、指定検定機関、指定定期検査機関の能力や計量士を活用しつつ、また、他の関係法令の執行体制との協力関係を構築することなどにより、地方公共団体等による抜き打ち検査等の事後のサーベイランスを充実することが適当である。なお、地方公共団体等は、事後のサーベイランスを充実するためには、立入検査技術について、実習も含めた職員の研修を積極的に行うことが必要である。

2) 不正事業者名の公表などの手続きの整備

不正事業者が恐れるのは、行政指導のみではなく、消費者等の信頼を失うことでもあることから、地方公共団体等は、不正事業者名の公表などの手続きを整備するガイドラインを策定し、ガイドラインの内容を立入検査要綱・要領等に規定することにより、不正事例の発生を抑制することが適当である。

なお、立入検査で指摘する事項は、ほとんどが不注意等によるものであり、適切な指導等を行うことで改善されていることにも留意する必要がある。

3) 指定外国製造事業者へのサーベイランスの実施

国内の指定製造事業者については、地方公共団体等が立入検査等を任意に実施し、実地の検査を行っているが、指定外国製造事業者については、指定後、検査等が十分に実施されているとは言えない。

今後、指定外国製造事業者の製造する特定計量器がますます増えることが予想されることから、指定外国製造事業者についても、定期的な検査や試買検査等により事後のサーベイランスを実施することについて検討を行う。

(iii) その他

a) 基準器制度と JCSS

JCSS 制度は、輸出の関係でメーカーの材料管理や品質管理、精密計測を行う研究所、先端産業における高精度の計量、ISO9001 の認証を取得しようとする企業や認証を更新するための審査を受けようとする企業で活用され、現状では、基準器制度との棲み分けができていない。

また、本来トレーサビリティ制度とは、消費者保護を中心とした取引・証明の分野と異なり、産業界で工業製品の品質確保のための器具として使われる試験器、計測器の分野の計量の標準を確保するために、産業界の基盤を確立するために各国では国家的規模で制度化されている。

このため、基準器制度については法定計量分野でのローコストで手軽に受けられる標準供給体系が確立されるまでは基準器制度を維持することが適当である。

JCSS については、質量等の分野では一定程度普及してきたことから、JCSS の普及していない分野の立ち上げ、階層化を推進するなど、JCSS の更なる普及拡大が期待される。

b) 検査・検定手数料

手数料については、地方分権の観点から地方公共団体の判断により定めることが基本であり、当該地方公共団体における検査・検定等の受検者に与える影響を勘案しつつ、地方公共団体において各々の実情に応じた手数料の設定が期待される。

また、同様に産業技術総合研究所及び日本電気計器検定所の型式承認等の手数料については、業務の実務実態に合わせた実費額との間が乖離し安価な手数料となっており、型式承認等の申請者に与える影響を勘案しつつ手数料について見直しを行うことが適当である。

(iv) 今後の課題

a) 民間の技術開発の促進

検定の有効期間や定期検査の期間、検定・使用公差の設定について、より民間の技術開発を促進する可能性という観点から検討することが適切であるが、現在は、例えば、ガソリンメーターの検定期間が5年から7年へ延長され、その妥当性等についてデータを収集している期間中であることなどの理由により、何らかの結論を得ることは困難となっている。

検定の有効期間等について、今後適切な時期に技術開発の促進を可能とする考え方の有無等を含め、技術開発と検定の有効期間等について検討することが期待される。

b) 必要最小限の計量行政

今後の計量制度を維持していく上で、現在の検査・検定はすべて民間が担い、地方公共団体等は市場監視的役割（立入検査、啓発、検査機関等の指導・監督）に特化することで、必要最小限の計量行政を実現していくことについて、中長期的に検討していくことが適当である。

2. 計量証明の事業

(1) 計量証明事業の改善

① 現行制度の問題点（略）

② 新たな方向性

(ア) 基本的考え方

(i) 地方公共団体が発注する計量証明事業者の能力・品質の担保

計量証明事業は申請を行い、登録の基準を満たせば行える事業である。

したがって、地方公共団体の計量法担当部署は、個々の計量証明事業者が登録の基準を満たしているか以外に、その能力・品質を審査することは求められていない。

他方、地方公共団体の環境担当部署等が、大気、水、土壌等の計量を計量証明事業者が発注する等の場合は、登録の基準を満たしているかを確認し、かつ入札が適正に行われるかに留意することはもとより、発注者の管理責任として発注先の能力・品質が必要なレベルに達しているかを審査する必要がある。

(ii) 罰則等の適用

地方公共団体による計量証明事業者による不正行為防止情報の共有化や、法第113条の登録の取消し等に係る基準の策定等により、登録の取消しや、事業の停止などの措置を積極的に行い、悪質な計量証明事業者を排除していく。

(iii) 計量士等の能力の維持・向上

計量証明の正確な計測・計量を担保するためには、計量証明事業に従事する計量士を始めとする従事者の役割が大きい。このため、計量士等の能力の維持・向上を図る。

(イ) 具体的方針

(i) 計量証明事業者の能力・品質の担保

濃度、音圧レベル等の計量証明事業者の能力を担保する手段として、都道府県に対して行ったアンケートによると、立入検査の実施や講習会等の実施が効果的とする意見が多かった。

立入検査及び講習会等の実施は都道府県のみならず、NITEによる立入検査や業界団体による講習会が実施されており、能力・品質を向上させる目的から、これらの施策を支援していく。

また、地方公共団体の環境部署等が、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注することを避けるため、地方公共団体間による情報共有化を進める。具体的には、能力不足やずさんな計量等が判明した場合は、地方公共団体から経済産業省に通報し、内容を審査の上、その結果を経済産業省から地方公共団体に通知することで情報を共有することとする。

地方公共団体の環境部署等は、自ら発注者の管理責任として、例えば技能試験を行う等、発注先の能力・品質が必要なレベルに達しているかを審査するとともに、これらの情報も活用し、能力・品質が劣る計量証明事業者に発注することを避けるべきである。

(ii) 罰則等の適用

計量証明事業における不正に対する制裁手段として、測定値の改ざんや、計量証明発注者等による改ざん指示等の不正行為について行政処分の強化や罰則を科すこと等を検討する。

計量法第113条において規定されている登録の取消し及び事業の停止は自治事務であるが、これらの行政処分を行うか否かの基準が定められていないため、実際の適用がされにくい面がある。実際に、都道府県に対して行ったアンケートによると、これまで計量証明事業について、取消し又は事業の停止を命じた事例はなかった。

そのため、審議会で一定の基準を検討・審議し、経済産業省から地方公共団体に判断の参考として通知することについて検討する。具体的には、計量証明事業者が不正の行為をしたときの取消し及び事業の停止の基準等を検討する。

(iii) 登録した事項に変更があったときの変更・廃止届出の徹底

計量法において、登録事業者には登録した事項に変更があったときや事業を廃止したときに届出する義務がある。しかしながら、定常的に事業を実施していない事業者が届出を失念する例や、倒産・廃業した事業者が廃止届出を出さない例があり、都道府県がこれらの事業者に対して督促したり、所在不明の事業者を探したりしている。

このような状況に対して、平成4年の計量法改正により、計量証明事業に係る都道府県への登録更新制が廃止されたことが、計量証明事業者の管理をやりにくくしたのではないかという指摘がある。

このため、登録の管理を徹底するべく、登録の更新制の再導入、又は変更・廃止届出の徹底及び所在不明の事業者について登録の取消し・失効の積極的な活用などの方策を検討する。

(iv) 計量証明事業の従事者に対する研修計量証明事業の能力・品質の確保のため、計量士を始めとする従事者の技術や適正な判断力、道徳的基盤の維持・向上を図る。このため、民間団体等による講習会を支援する。

(2) 特定計量証明事業の改善

① 現行制度の問題点 (略)

② 新たな方向性

(ア) 基本的考え方

(i) 特定計量証明事業の認定基準

特定計量証明事業の認定を取得している事業者は、当該事業以外にも試験分析業務を実施しており、特定計量証明事業の認定とは別にISO/IEC17025の認定を取得する事業者が増加しつつあり、特定計量証明事業認定基準のISO/IEC17025整合化に対する期待が高まっている。また、今後、認定事業者の海外事業展開も予想されることから、ISO/IEC17025を当該認定基準として完全採用し、国際整合性を図るほか、付加要件は必要な事項に限定する。

(ii) 特定計量証明事業の信頼性の確保

ダイオキシン測定値の改ざん事案を踏まえ、特定計量証明事業の信頼性を確保するための方策として、以下の点について制度面の見直しを検討する。

a) 特定計量証明事業の認定取消と都道府県への登録との関係

現行法では、特定計量証明事業の認定を受け、計量法第107条により、都道府県知事の登録を受けなければ、ダイオキシンの濃度の計量証明を行ってはならないとされている。しかし、計量法第121条の5に基づき経済産業大臣が認定を取り消しても、都道府県知事が登録を取り消さなければ、特定計量証明事業としてダイオキシン濃度の計量証明をすることはできないものの、計量証明事業としてダイオキシン濃度の計量証明をすることはできる(特定計量証明事業の標章を付した証明書は発行できないが、一般の特定濃度に係る計量証明事業としてはダイオキシン濃度の計量証明ができる)制度となっている。

このため、経済産業大臣が特定計量証明事業の認定を取り消したこと又は更新されなかったことに伴い登録基準を満たさなくなった場合には、直ちに当該事業に係る都道府県知事の登録も取り消されるよう改めることを検討する。

b) 認定後のチェック機能の強化

平成16年3月の不正事案では、実際に使用する試料の差し替えにより不正が行われており、日頃の試料の管理のずさんさ

が不正を許した直接の原因となっていた。

新規の認定に当たり、試料及びデータの管理については、特定計量証明事業の実績がないため、審査時には履歴確認ができないことから「適切に行う」と表明を受ければ認定を行うという実務になっている。

しかし、認定の更新に当たっては、履歴確認等測定実務の実施状況チェックを徹底し、ずさんであれば更新しないという運用の強化を図るべきである。また、現在、運用により、認定機関が認定事業所に対し認定期間中に1度行っているフォローアップ調査についても、一層厳格な実施が望まれる。

c) 計量士等の能力の維持・向上

計量証明の正確な計測・計量を担保する上では、計量証明事業に従事する計量士を始めとする従事者の役割が大きい。このため、計量士等の能力の維持・向上を図る。

(イ) 具体的方針

(i) 特定計量証明事業の認定基準へのISO/IEC17025の導入

国際整合性を確保する目的から、認定基準をISO/IEC17025とし、法に規定することを検討する必要がある。また、計量管理者（環境計量士）の任命、技術的能力を担保する規定等ISO/IEC17025の規定に追加する要件についても規定することを検討する必要がある。

(ii) 特定計量証明事業の信頼性の確保

a) 特定計量証明事業の認定取消しと都道府県への登録との関係

特定計量証明事業の認定が取り消された場合又は更新されなかった場合に都道府県における計量証明事業の登録も取り消されるようにすることを検討する。

b) 認定後のチェック機能の強化

特定計量証明事業を行おうとする者については、計量法第121条の2において、事業を行うに必要な管理組織（第1号）、事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力（第2号）、事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法（第3号）に適合している旨の認定を受けることができる（更新は計量法第121条の4）。また、これら要件のいずれかに適合しなくなったときに計量法第121条の5において、経済産業大臣はその認定を取り消すことができると規定されている。

認定基準の要件として参加が義務付けられている技能試験において、測定項目（データ）の多くに許容範囲から外れるものがあつた場合には是正措置を行い、是正が十分であると認められれば次回更新時に確認することとしており、技能試験の結果により認定の取消しを行った事例はない。しかし、能力が低い特定計量証明事業者が多いとの指摘もあることから、今後は、技能試験やフォローアップ調査において、その成績が一定基準以下であった場合は、再試験等を経て、計量法第121条の2第2号に定める技術的能力を有しないものとして、更新をしないことや認定を取り消すことについて運用の強化を検討する。

c) 特定計量証明事業の従事者に対する研修

計量証明事業と同様に、計量士を始めとする従事者の技術や適正な判断力、道徳的基盤の維持・向上や、計量証明事業の能力・品質の確保を図るため、民間団体等による講習会を支援する。

(iii) 附帯決議への対応（略）

3. 商品量目制度の着実な運用及び自主的な計量管理の推進

(1) 商品量目制度の着実な運用

① 現行制度の問題点（略）

② 新たな方向性

(ア) 基本的考え方（略）

(イ) 具体的方針

(i) 量目取締りの手続きの整備等による制度執行の実効性の向上

不正事業者が恐れるのは、行政指導のみではなく、消費者等の信頼を失うことでもあることから、地方公共団体（都道府県・特定市町村）は不正事業者名の公表などの手続きを整備する等により、不正事例の発生を抑制することが適当である。

また、地方公共団体（都道府県・特定市町村）は、計量器の不正使用の摘発を強化するべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化することや、非常勤・常勤等の地方公共団体毎の事情に応じた形で計量士の能力を活用しつつ、より多く立入検査を実施することが適当である。

(ii) 国民（地域住民）の積極的参画（市場の監視機能の積極的な活用）

消費者の市場監視能力を活用する観点から、地方公共団体（都道府県・特定市町村）は、消費者による計量制度に関する通報・監視制度の整備について検討することが必要である。

(iii) 関係省庁における連携の推進

他法令において地方公共団体に権限が委譲されているものについては、地方公共団体内で対応が可能であることから、地方公共団体は、行政の効率化しつつ事後規制を充実させる観点から他法令における立入検査等と相乗りで検査等を実施する可能性について検討することが適当である。

(iv) 特殊容器制度の廃止

特殊容器制度は、正確計量を担保する制度としての役割は相当低下しており、原則として廃止することが適当である。ただし、特殊容器制度の廃止が、ガラス製の容器のリサイクルの推進に支障を与えることがないようにすることが適当である。

(2) 適正計量管理事業所制度

① 現行制度の問題点（略）

② 新たな方向性

(ア) 基本的考え方（略）

(イ) 具体的方針

(i) 新たなマーク制度の創設(適正計量に対する消費者の認知度の向上)等

消費者が一般の適正計量管理事業所と、より消費者の保護に資するような品質管理の基準を定めている等、より正確な計量等に配慮した適正計量管理事業所との差別化が容易にできるよう、より分かりやすいマーク制度を創設することが適当である。また、消費者が、事業所のみではなく商品も差別化できるように、このような適正計量を実施されている商品に対するマーク制度についても併せて創設することが適当である。なお、マークには、マークが示す意味が分かるように文言を付すことを検討することが適当である。

また、中小企業あるいはその集合体(商店街等)が適正計量管理事業所制度をより活用できるよう手続きの簡素化等を検討する。

(3) 計量士の活用

①現行制度の問題点 (略)

②新たな方向性

(ア) 基本的考え方 (略)

(イ) 具体的方針

(i) 計量士の登録更新制度等の導入

計量制度は、国際化や技術革新へ対応するため平成4年の計量法改正以降に様々な制度改正、技術基準の改正が行われている。計量士については、計量管理における専門家として、登録後も資質の維持・向上が図られることが適当であることから、制度的に一定程度の資質の維持を図る観点から更新制を導入するとともに、更新時に研修を義務付けることが適当である。

(例えば、5年ごとに更新を実施。)

また、計量士が自ら登録の抹消を申し立て、又は他界した場合に届け出る制度の導入も必要である。

(ii) 計量士の能力を活用した計量法の執行の推進

適切に計量するためには、適切な「計量器」、適切な「計り方」、適切な「ものさし(計量標準、標準物質)」が必要だが、これまで比較的ハードウェアの規制に重点が置かれてきた。ハードウェアの性能が向上してきている中で、むしろ重要となってきた計量器の使用者の不正を抑制することについては必ずしも十分に対応ができていないのが現状であり、適切な計量器の使用に係る規制を充実することが適切な計量器の供給とともに重要である。

したがって、地方公共団体は、計量器の不正使用の摘発を強化するため、抜き打ち検査などの事後検査を強化することが期待されるが、その際は、例えば、計量士を雇用すること等地方公共団体ごとの事情に応じた形を通して、より多く立ち入り検査を実施することについて検討する。(注：計量士は地域的に偏在している現状があることに留意が必要。)

また、地方公共団体においては地域の実情に合わせ自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考えられるが、現状の計量法の執行体制の維持の困難性を訴える都道府県等においては、自治事務として行う検定の実施事務などについて、実施体制の整備状況といった計量器ごとの特性を踏まえつつ、必要であれば、指定定期検査機関や指定検定機関の民間能力の活用を進めることが期待され、指定定期検査機関や指定検定機関における計量士の活躍も期待される。

(4) 情報提供による計量の普及啓発

①現行制度の問題点 (略)

②新たな方向性

(ア) 基本的考え方 (略)

(イ) 具体的方針

(i) 国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

a) 適正な計量に関する関心の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るためにも、①安全・安心の観点、又は②適切な事業者の選択を行う観点から、消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、国及び各地方公共団体が、ホームページの活用、パンフレットの作成・配布、イベントの開催等により、情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

b) 適正な計量に関する知識の向上

適正な計量に関する知識の向上を図る観点から、計量法の概要(特定計量器の器差・有効期限、量目規制の特定品目・許容誤差等)について、国及び各地方公共団体が、ホームページの活用、パンフレットの作成・配布等により、情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

c) 計量に関する教育の充実

適正な計量に関する関心及び知識の向上を図る上でも、初等中等教育等から計量に関する教育を積極的に行っていくことが重要であると考えられるため、関係省庁との連携を図りながら、計量教育の更なる充実を図っていくことを検討する。

(ii) 住民(消費者)の主体的・積極的参画の促進

計量行政等に住民の考え方を反映する観点から、地方公共団体は、地域における会議の設置、住民(消費者)の不正計量に関する不満・不信等の受付体制の整備、計量モニター事業の拡充等により、住民(消費者)の主体的・積極的参画を促すことを検討する。

おわりに

1. 以上のような制度の導入等は、社会ニーズや変化に対する新しい計量制度として早急に求められるものである。また同時に、その確実な運営の重要性にかんがみ、具体的展開に向けて随時有識者などの協力を得るとともに、関係事業者が着実な準備を整えられるよう留意すべきである。

2. ～ 4. (略) —